

介護の資格取得を 支援しています

…三鷹市内で働いている方^(※1)が対象…

介護職員初任者研修

補助金 **7**^{※2}万円

- 介護職員初任者研修課程受講料

介護福祉士実務者研修

補助金 **10**^{※2}万円

- 介護福祉士実務者研修受講料

介護福祉士資格

補助金 **10**^{※2}万円

- 介護福祉士試験受験料／登録手数料
- 介護福祉士試験対策講座受講料／模擬試験受験料

※1 三鷹市介護保険事業者連絡協議会に所属している事業所が対象です。
※2 補助金の上限額です。受講料等の合計と比較して少ない方の金額が補助金額となります。

補助金の交付要件（1または2に該当する方）

- [1] 研修修了日または資格取得日から1年以内に就職し3か月以上継続して勤務した方
- [2] 働きながら研修修了または資格取得し、その後も3か月以上勤務した方

- ☆ 非常勤職員（短時間勤務）は、過去3か月に週平均30時間以上勤務している方
- ☆ みたかふれあい支援員は、過去3年間の累計勤務実績が30時間以上の方



申請書に修了証書等のコピーと対象経費の領収証を添付して申請してください。郵送でも受け付けています。

申請書の様式は三鷹市ホームページ (<https://www.city.mitaka.lg.jp/>) からダウンロードできます。詳細は、三鷹市介護保険課にご確認ください。

担当部署

三鷹市役所健康福祉部介護保険課介護給付係
0422-45-1151 内線番号 2684~2686

介護職員向け研修受講料・資格取得費用補助金申請のフローチャート

三鷹市内の介護サービス事業所※に勤務（運営法人等から直接雇用）していただけますか？

※三鷹市介護保険事業者連絡協議会会員事業所に限る。

はい → いいえ → 申請できません

初任者研修・実務者研修修了者の方はこちら

研修を修了していただけますか？

はい → いいえ → 研修修了後に再度ご確認ください

働きながら研修を修了した又は研修修了後1年以内に勤務を開始しましたか？

はい → いいえ → 申請できません

研修を修了してから3か月以上勤務しましたか？

はい → いいえ → 3か月以上勤務してから申請できます

申請できます

介護福祉士の方はこちら

介護福祉士登録証の交付を受けていますか？

はい → いいえ → 交付後に再度ご確認ください

働きながら試験を受験し、登録証の交付を受けた又は登録証の交付を受けてから1年以内に勤務を開始しましたか？

はい → いいえ → 申請できません

登録証の交付を受けてから3か月以上勤務しましたか？

はい → いいえ → 3か月以上勤務してから申請できます

申請できます

※ その他の申請要件

★対象者が非常勤職員（短時間勤務）の場合は、申請日から遡って3か月間の平均勤務時間が週30時間以上である方が申請できます。

★対象者がみがかふれあい支援員の場合は、申請日から遡って3年間のサービスタイト勤務時間が累計30時間以上である方が申請できます。

※ 交付要件を満たした日の翌月から起算して、6か月以内に申請を行ってください。

申請イメージ

働きながら研修を修了した又は登録証交付を受けた場合の例※



働きながら研修を修了した又は登録証交付を受けた場合の例※

